

## 改元による文書等の取扱いについて

本年5月1日以後の日付に「平成」を使用していても、新元号公表以降の法律上の効力は変わりません。

本町で使用する文書等については、従来から原則として元号を使用しています。新天皇の即位に伴い、「元号を改める政令」の施行により、本年5月1日から新元号となる予定です。

「元号を改める政令」が公布されましたら、本町が作成・発送する文書等については、新元号による表記に対応する予定です。

しかし、それ以前に本町が作成・発送した文書等で、将来の年度及び日付を「平成 32 年度」、「平成 31 年 5 月 1 日」のように「平成」で表記しているものもあります。平成で表記したこれらの日付等について、法律上の効果は変わることはありませんので、新元号に読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。